

学校法人銀杏学園 内部通報規程

（目的）

第1条 この規程は、改正公益通報者保護法（令和2年法律第51号）による内部通報対応体制整備の趣旨に則り、公益通報対象事実を含む法令及び学校法人銀杏学園（以下「学園」という。）の寄附行為その他の内部規程に違反する行為に関する内部通報の適正な対応の仕組みを定めることにより、通報者の保護を図るとともに、法令等に違反する行為の早期発見及び是正を図り、もって学園のコンプライアンス体制の強化及び学園業務の適正な確保に資することを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「役職員」とは、学園の役員、職員、派遣されている派遣労働者並びに請負契約その他の契約に基づき学園においてその業務に従事する取引先の労働者及び役員（通報の日前1年以内に職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。）をいう。
- (2) 「コンプライアンス」とは、役職員が、確固たる倫理観をもって学園の業務を遂行する組織風土を高めて適正かつ公正に学園の業務を遂行するため、法令及び学園の寄附行為その他の内部規程類を遵守することをいう。
- (3) 「通報対象行為」とは、役職員及び学生（以下「役職員等」という。）による法令及び寄附行為その他の学園の諸規程類に違反する行為又はそのおそれがある行為をいう。
- (4) 「内部通報」とは、役職員等が、コンプライアンスに違反する行為を、第5条に定める学園の窓口へ通報し、又は相談することをいう。
- (5) 「通報対応業務」とは、内部通報を受け付け、通報対象行為の調査をし、是正に必要な措置をとる等の業務をいう。

（理事長の責務）

第3条 理事長は、学園の内部通報体制を統括、整備し、継続的な評価・改善を行うことにより、コンプライアンスに違反する行為の防止に努めなければならない。

- 2 理事長が被通知者となる場合には、学長が本規定の定める理事長の職務を行う。

（役職員の責務）

第4条 役職員は、通報対象行為を認知したときは、第5条に定める学園の窓口に対する通報を行うよう努めなければならない。

（内部通報窓口及び従事者）

第5条 学園は、内部通報を受け付ける窓口を、内部監査室、人事課及び本学が委嘱した学外の法律事務所に設置する。なお、通報窓口は本学のホームページに公表するものとする。

- 2 学園は、内部監査室及び人事課の職員をもって、前項に定める内部通報の受付の

ほか、内部通報対応業務に従事する従事者として充てる。従事者は、当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者でもある。

- 3 理事長は、必要に応じて、内部監査室及び人事課以外の役職員を従事者として定めることができる。この場合において理事長は、従事者となる者に対して、書面又は電子メール等により指名できる。
- 4 従事者は、通報対応業務に関して知り得た事項について守秘義務を負う。
- 5 通報対象事実の実施主体である者（被通知者）その他通報事案に密接に関係し、又は関係していたことが明らかになった者は、通報対応業務に関与させないものとする。

（内部通報対応業務責任者）

第6条 従事者のうち内部監査室長を内部通報対応業務の責任者（以下「責任者」という。）とする。ただし、内部監査室長が被通報事実の密接な関係者であることが明らかになった場合、理事長は、当該事案について他の役職員を責任者として指名するものとする。

- 2 責任者は、従事者を監督し、通報対応業務を総括する。

（内部通報の方法）

第7条 内部通報は、電子メール、電話、ファックス、手紙、書面又は面談等の方法によって行うことができる。

- 2 役職員等は、内部通報を行う場合において、通報の場合は当該本人を特定する情報を秘匿することができ、相談の場合は原則、顕名によるものとする。
- 3 役職員等は、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、通報を行ってはならない。

（他のコンプライアンス違反との関係）

第8条 ハラスメント行為、個人情報情報の漏洩、公的研究費の不正使用や不正な研究活動その他役職員等のコンプライアンス違反に関して、学園の他の規程に定められているものは、当該規程に則って対応するものとする。

（受付及び報告）

第9条 内部通報窓口において内部通報を受け付けた従事者又は本学が委嘱した学外の法律事務所は、直ちにその旨を責任者に報告しなければならない。

（範囲外共有の防止）

第10条 通報者の氏名その他の通報者を特定させる情報は、通報者の同意がない限り、従事者間でのみ共有するものとする。

- 2 通報対象事実の調査により得られた情報（前項の情報を除く）は、理事長、学長、監事、責任者、従事者（内部監査室及び人事課）、是正措置の検討に関与する役職員のほか、必要に応じて権限を有する行政機関に限り共有するものとする。

（調査の開始・通知）

第11条 責任者は、通報された内容について、理事長、学長及び監事と相談しつつ、特にコンプライアンス違反行為に係る事実関係についての調査を実施するか否かの検討を行う。通報の内容が次の各号である場合、又は解決済みの案件である場

合、明らかに調査の必要がない場合等の正当な理由がある場合を除いて、理事長の指示を受けて、通報内容の事実確認、通報内容の重大性等の調査を行う。

- (1) 通報の内容が具体性又は特定性を欠き、調査の端緒とすることができない場合
 - (2) 通報の内容が違法行為等に係るものでないことが明らかであり、又は、極めて軽微な学内規程違反と認められる場合
 - (3) 通報に係る事案の処理を第8条に定める他の規程に委ねる場合
 - (4) 当該機関の自主的・自律的検討に委ねることが適切であると認められる場合
- 2 理事長、学長又は監事が調査に当たって高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の専門家の意見を求め、必要に応じて調査に参加させることができる。
- 3 責任者は、当該通報者に対し、通報を受領した旨及び調査の要否について通知する。ただし、匿名による内部通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(調査の実施)

第12条 責任者及び従事者は、通報された事実について、書類調査、実地調査、事情の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

- 2 責任者及び従事者は、調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。
- 3 調査対象者は、前項の請求があった場合、原則、これに応じなければならない。
- 4 責任者は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、自らが理事会その他の会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。
- 5 理事長は、調査の結果をうけ、重大なコンプライアンス違反行為のおそれがある場合には、調査委員会を設置することができる。この場合において、調査委員会の構成等は、当該内部通報に係る事案の内容等を勘案し、その都度、決定するものとする。

(遵守事項)

第13条 責任者、従事者及びその他調査に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査対象者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 職務上知り得た事実及び通報者を特定させる情報を、正当な理由なく他に漏らさないこと。その職を離れた場合も同様とする。
- 2 学園は、前項の規定に違反した者に対し、学園の就業規則及び懲戒規程に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(是正措置・通知等)

第14条 責任者は、調査を開始した後、適宜その進捗状況を理事長、学長及び監事に報告するとともに、調査を終了した後、直ちにその結果を理事長、学長及び監事に報告しなければならない。

- 2 理事長は、調査結果によりコンプライアンス違反行為の存在が明らかになった場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 3 責任者は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る通報者に対し、関係者のプライバシーに配慮しつつ、その措置の内容を通知する。ただし、匿名による通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（懲戒処分等）

第 15 条 理事長又は学長は、コンプライアンスに違反する行為の存在が明らかになった場合は、不正に関与した者に対し、学園の寄附行為、就業規則、懲戒規程及び学則に基づき、懲戒処分等を行う。

- 2 コンプライアンスに違反する行為に関与していた役職員等が、内部監査室及び人事課が調査を開始する前に、自ら通報、申告を行った場合は、当該役職員等の懲戒処分等の程度を軽減することがある。

（通報者の保護）

第 16 条 学園は、役職員等が通報を行ったことを理由として、当該通報者に対する解雇、労働者派遣契約の解除、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、役職員等が不正の目的をもって通報を行った場合は、この限りではない。

- 2 学園の役職員等は、通報を行った者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。
- 3 学園の役職員等は、他の役職員等が通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、不利益取扱いや嫌がらせを行ってはならない。
- 4 学園は、役職員等が通報を行ったことを理由として、当該通報者の職場環境が悪化することのないよう、適切な処理を講じなければならない。

（事後確認）

第 17 条 責任者は、是正措置及び再発防止措置の実施後、次に掲げる事項を適宜確認し、確認結果を理事長、学長、監事に報告しなければならない。

- (1) 内部通報処理の手續等に問題がないこと。
 - (2) コンプライアンス違反行為の再発のおそれのないこと。
 - (3) 是正措置及び再発防止策が機能していること。
 - (4) 通報者に対し、通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いが行われていないこと。
- 2 責任者は、前項第 3 号の確認の結果、是正措置又は再発防止策が機能していないときには、改めて是正に必要な措置をとらなければならない。

（記録の保管等）

第 18 条 本規程の運用上発生した書類の保管期間は 10 年とする。ただし、調査委員会の報告書、訴訟及び訴願に関するものは本学の「文書取扱規程」の別表第 2 の文書保存年限区分に従う。

- 2 学園は、2 年に一度、内部通報体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて改善を行う。ただし、状況に応じて随時、評価・点検を実施するものとする。

- 3 学園は、内部通報窓口に寄せられた内部通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉又はプライバシー等の保護に支障がない範囲において役職員に報告するものとする。

（教育・研修による周知）

- 第 19 条** 学園は、内部通報の仕組み及びコンプライアンス等遵守の重要性について、役職員等に継続的な教育・研修を実施し、周知に努めなければならない。

（関係法令の適用）

- 第 20 条** 学園における内部通報等の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令の定めるところによる。

（改廃）

- 第 21 条** この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。なお、この規程の施行をもって、学校法人銀杏学園公益通報者保護規程を廃止する。